

大阪市立北津守小学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月 1 日策定

令和 4 年 5 月 1 日改訂

令和 6 年 5 月 1 日改訂

令和 7 年 5 月 1 日改訂

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

本校では、下記のような事象が、行われたと判断した場合を「いじめ」と定義する。

(1) 言葉によるいじめ

- ① 人の心を傷つける言葉（落書き・手紙・ネット等への書き込みを含む）
- ② 名前を使ったやひやかし、からかい等の言葉

(2) 態度によるいじめ

- ① 相手を意識した、内緒話や目くばせ等
- ② 相手を無視する、返事をしない、仲間に入れない等

(3) 行為によるいじめ

- ① いたずら電話や無言電話
- ② 相手の持ち物を隠したり、傷つけたり、落書きしたりする。
- ③ ライン、メール、掲示板などへの書き込みによる中傷や拡散

(4) 強要によるいじめ

- ① 使い走りや万引きをさせたり、金品を強要したりする。
- ② 嫌なことを押しつける。

(5) 暴力によるいじめ

- ① プロレスごっこ等の遊びに名を借りたいじめ
- ② 通りすがりに足をかけたり、たたいたりの嫌がらせ
- ③ なぐる・けるなどの暴力

2. 本校の基本方針のポイント

上記の定義をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、めざす子ども像である「ねばり強く学ぶ子・豊かな心をもつ子・元気な子」育成のために「北津守小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす、本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- 児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送る

ことができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

- 児童一人一人が集団の一員としての自覚や自信をもつことにより、互いを認め合える人間関係を作り出していくことを、意識した日々の指導を行う。
- 日常的に児童の行動の様子を把握したり、まなびのポータル「心の天気」や相談機能、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて確かめる。そして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続させる。
- 家庭や「いきいき事業」、地域の諸団体と連携し、学校外の児童の生活や集団を多面的に把握し、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努める。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

すべての教育活動において人権尊重の精神を基盤としながら、次のように授業改善を行っていく。

- ① すべての教育活動において、思考力、判断力、表現力を意識した学習過程を工夫する。児童が相互に意見や考えを交流することによって学び合いの楽しさや学びの意義を実感する。
- ② 授業の始まり、終わりのあいさつや学習中の姿勢、話し合い活動の進め方などを、継続的に指導して、学習態度の規律を意識できるようにする。
- ③ 専科教諭を活用し、少人数学習や単純分割授業、T・Tなどの授業を効果的に実施し、基礎・基本の定着を図るとともに、個々の児童への支援の在り方（合理的配慮）を充実させていく。
- ④ 全教員が「視覚的效果」と「疑問や考えの共有化」を視点として学力向上を意識した「わかる」授業をすすめる。
- ⑤ 各教科において体験的活動の計画や情報収集の方法の工夫をすることで、学習に対する児童の興味・関心を高め、意欲を持って取り組むことができるようにする。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 児童の活動を積極的に認めていく。見つけたことは、すぐその場で具体的に賞賛したり、広めたりして、認められ褒められる経験を児童が多く積むことができるようにする。
- ② 異学年によるたてわり班での活動を計画、実施し、集団におけるリーダーシップやフォロワーシップを育むと共に、互いの努力や成果を認め合うようにする。
- ③ 「クリーンきたつもり」の活動や運動会の活動などを通して、保護者や地域の方々から意欲的に取り組む姿を認識、賞賛してもらう経験を設ける。
- ④ キャリア教育や人権総合学習などにおいて、探求、交流、表現の場面を設定する。一人一人が活躍するとともに、活動を通して感じたことや考えたこと、わかったことを他者と交流させ、人とのつながりを感じながら自らの生き方を考えていくことができるようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 児童朝会や学級活動などで、校長をはじめとして教職員がいじめの問題にふれ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していくようにする。
- ② 「特別の教科 道徳」の指導を重点におき、さらに日々の学級指導の中でどのような言動がいじめなのかを感じられる心を涵養する。また、すべての教育活動において、児童の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培っていき、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養っていく。
- ③ 自分の周囲で行われているいじめに対する無関心な態度が、結果的にその行為を容認しているということを児童が認識できるようにし、「教員や保護者に言う」ことからいじめの解決につながっていくことを意識して行動することができるようにする。
- ④ 幼少期から携帯・スマホなどを所有している現状を認識し、メールや・ライン・ツイッター、プロフなどのSNSの活用に関する情報モラル教育を、そのトラブルの具体的事例を示しながら指導する。
また、保護者に対しても、SNSの活用に対する啓発を行っていく。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、おとなが気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 本校では、学級集団のみならず、少人数学習やクラブ活動、委員会活動、ニコニコ班、登下校や給食時などいろいろな場面で、多くの教職員が児童に関わっている。教職員が気づいたささいな変化や、一瞬感じた違和感を重視し、児童に関することは、必ず複数名で確かめることを校内で共通理解する。
- ② まなびのポータル「心の天気」や相談機能、日記指導、アンケート、個人面談、保護者や地域の方々からの話など、全教職員で情報の収集にあたる。
- ③ 担任教員は、学年担当教員とともに、校長・教頭、同和教育主担者（以下、同和主担）、教務主任や関係教職員などを交えて、情報を整理し分析に努め、いじめの内容を明らかにする。
- ④ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用に努めたり、外部機関と連携したりする。また、いじめ相談窓口を周知する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、児童や保護者から、いじめに関する相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為に対しては、早い段階からの的確に関わりを持つようにする。その際、いじめられた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ② いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、管理職に伝える。管理職は同和主担と連携して「いじめ防止対策委員会」（後述）を開催し、直ちに情報を共有する。さらに、速やかに関係児童から事情を聞き取り、いじめ事実の有無を確認する。

- ③ いじめの事実が確認できたら、「いじめ防止対策委員会」で問題解決に向けた対応を協議し、被害児童の保護と、加害児童への指導にあたる。また、双方の保護者に連絡する。

【 いじめられた児童及び保護者への支援 】

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

【 いじめた児童及び保護者への支援 】

事実関係を聞き取ったら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行っていく。

いじめた児童への指導においては次の点に留意する。

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む・ いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、西成警察署等とも連携して対応する。

【 いじめが起きた集団への指導 】

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるようにする。

具体的には、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけでなく、これらの児童と他の児童との関係修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すことであると考えられる。そこで、すべての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団育成をめざしていく。

④ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。（プロバイダに対しての削除依頼など）そのためにも、大阪市

教育委員会に速やかに報告し、『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を活用する。

児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに西成警察署に通報し、適切に援助を求める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織について

(1) 学校内の組織

① 組織名

北津守小学校いじめ対策委員会

② 構成メンバー

校長・教頭・人権教育主担・教務主任・生活指導部長・養護教諭
学級担任・学年担当教員

③ 活動内容

- ・ 児童と保護者を対象とした、いじめに関するアンケートを実施する。
- ・ いじめの早期発見のために情報交換を行う。
- ・ いじめの情報から現状を分析し、事実の有無を確認する。
- ・ 指導・支援など対応に関して、方針・方策を決定する。
- ・ 指導後の変容を把握し、問題の解決を確認する。

④ 開催方法

- ・ 4月 … 構成メンバーの確認、方針の決定
- ・ 毎月の職員会議 … いじめをはじめとする生活指導上の諸問題に関して、現状を各学年から報告し、意見を交換し合う、「児童連絡会」を定期的で開催する。
- ・ 委員会の開催 … 「児童連絡会」での報告や、担任教員、関係教職員、保護者などからの相談があり、いじめ事案が疑われるときは、適宜、委員会を開催し、情報の収集・分析と指導・支援の方針・方策を話し合い決定する。当該児童の保護者との連携に努める。

指導後の経過については、委員会で共有しながら、当事者間の解決だけでなく、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団育成をめざしていく。また、個人情報保護に関する守秘義務を守ったうえで、校内の教職員で情報は共有化する。

- ⑤ 関係諸機関との連携 … 必要に応じて、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の意見を参考にしたり、委員会に参加してもらったりする。
- ⑥ 次年度への引継 … 解決済、解決に向けて取組を継続中、未解決にかかわらず、事案は委員会が責任を持って次年度に引継ぐようにする。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 「学校だより」や、ホームページ、ミマモルメなどで、人権尊重の観点からいじめに関連した話題を提示し、いじめの未然防止を啓発する。
- ② アンケートの結果や、教職員の見解、いじめ防止啓発の文書などを学校協議会に提示し、各委員から意見をもらいながら、いじめ問題について協議する機会を設けるようにする。

(3) 取組内容の検証

- ① いじめの未然防止については、年間を通じて「学校だより」や、ホームページ、ミマモルメなどの方法で啓発する。いじめアンケートや学校アンケートの結果を分析してから、具体的な対策を考えて取り組み、結果を次年度の活動へとつなげていく。
- ② いじめ発生時の対応については、解決に向けて全力を傾け、その後、取組について、以下の観点で考察し総括する。
- ・ いじめられた児童と保護者の立場に立って、取組を進めることができたか。
 - ・ いじめた児童の内面に迫り、意識と行動の改善をすることができたか。
 - ・ 当事者どうしの解決に留めず、周囲の児童にも自分たちの問題として捉えさせ、望ましい集団を育成することまで取組むことができたか。
 - ・ 取組を通して、児童や保護者への啓発を進めることができたか。

7. 重大事案への対処

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設

け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

上記、一、二の事態（重大事態）が生じた際は、以下のように取組む。

○ 学校の対応について

- ・ 学校が把握していた情報を隠蔽せず、誠意ある対応に努める。
- ・ 保護者、地域、報道機関への窓口の一本化に努める。
- ・ 「北津守小学校いじめ防止対策委員会」を設置し、集団で事実関係の明確化に努める。
- ・ 被害児童及びその保護者へ、適切に情報を提供する。
- ・ 速やかに教育委員会へ報告し、連携を密にとりながら、調査・対応に当たるようにする。